

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年8月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	北海道
3. 市区町村名	北斗市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.hokuto.hokkaido.jp/docs/2593.html

執行機関名 北斗市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	2 北斗市子ども医療費の助成に関する条例(平成18年北斗市条例第100号)による子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		北斗市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月15日条例第30号)別表第1 2 北斗市子ども医療費の助成に関する条例(平成18年北斗市条例第100号)による子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第3条の2	北斗市子ども医療費の助成に関する条例(平成18年2月1日条例第100号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。	この条例は、子どもに対し医療費を助成することにより、次代を担う子どもたちの健康増進と健やかな育成を図るとともに、子育て世帯の負担軽減を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		北斗市子ども医療費の助成に関する条例 北斗市子ども医療費の助成に関する条例施行規則